

四日市市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布とする。

令和2年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第24号

四日市市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

四日市市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和33年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第16条 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員（以下「会計年度任用企業職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当</u></p> <p>(2) <u>法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当及び期末手当</u></p> <p>2. <u>前項に定めるもののほか、会計年度任用企業職員の給与の基準については、四日市市会計年度任用職員の給与及</u></p>	<p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第16条 <u>常時勤務を要しない者及び臨時に雇用される者については、常時勤務を要する者の給与との均衡を考慮して給与を支給する。</u></p>

び費用弁償に関する条例（令和元年四  
日市市条例第28号）の規定を準用す  
る。

- 3 会計年度任用企業職員以外の常時勤  
務を要しない者については、常時勤務  
を要する者の給与との均衡を考慮して  
給与を支給する。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（上下水道局総務課）